

議第 14 号参考

寄 附 金 の 調 べ

(令和3年度6月補正予算)

使用目的	金 額 (円)	寄 附 者 名 及 び 金 額 等		
		寄附者名(敬称略)	住 所	寄附金額(円)
ふるさと三条 応援寄附金 (財政調整基金積立金) (積立後基金現在高見込) 5,588,111,000円	18,529,000	古 賀 祥 史 ほか700件	福岡県北九州市 ほか	18,529,000
図書館等複合 施設図書購入費	1,000,000	(株) 矢嶋屋 代表取締役 内 田 良 治	三条市柳川新田	1,000,000
合 計	19,529,000			19,529,000

議第 14 号参考

令和 2 年度 各会計決算見込額

(単位:千円)

会計別		年度	予算現額	収入済額	支出済額	差引残額
一般会計		元	57,443,520	52,411,899	52,040,624	371,275
		2	70,201,271	64,771,994	64,051,324	720,670
		比較	12,757,751	12,360,095	12,010,700	349,395
特別会計	国民健康保険事業	元	8,863,152	8,789,470	8,665,900	123,570
		2	8,705,351	8,568,042	8,451,814	116,228
		比較	△ 157,801	△ 221,428	△ 214,086	△ 7,342
	後期高齢者医療	元	1,103,800	1,094,111	1,092,408	1,703
		2	1,165,400	1,164,285	1,162,433	1,852
		比較	61,600	70,174	70,025	149
	介護保険事業	元	9,913,311	9,468,582	9,329,528	139,054
		2	10,435,004	9,566,246	9,384,615	181,631
		比較	521,693	97,664	55,087	42,577
勤労者福祉共済事業	元	18,200	28,063	14,517	13,546	
	2	20,700	24,431	9,648	14,783	
	比較	2,500	△ 3,632	△ 4,869	1,237	
合計		元	77,341,983	71,792,125	71,142,977	649,148
		2	90,527,726	84,094,998	83,059,834	1,035,164
		比較	13,185,743	12,302,873	11,916,857	386,016

- ◆ 一般会計歳入歳出差引残額 720,670 千円の措置
 - 繰越明許費繰越額 428,878 千円
 - 地方自治法第233条の2(歳計剰余金の処分)の規定による積立額
 - 財政調整基金 150,000 千円
 - 一般財源使用可能額 141,792 千円

令和2年度 市税決算見込額

税目	区分	予算額 (千円)			調定額 (千円)			収入額 (千円)			収入歩合 (%)		
		現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年分	滞繰分	計
1	市民税	5,254,654	21,700	5,276,354	5,589,404	92,161	5,681,565	5,572,365	28,774	5,601,139	99.7	31.2	98.6
	個人	4,253,176	21,000	4,274,176	4,583,620	87,505	4,671,125	4,566,955	27,303	4,594,258	99.6	31.2	98.4
	法人	1,001,478	700	1,002,178	1,005,784	4,656	1,010,440	1,005,410	1,471	1,006,881	100.0	31.6	99.6
2	固定資産税	5,998,863	40,000	6,038,863	6,130,012	243,094	6,373,106	6,081,010	41,575	6,122,585	99.2	17.1	96.1
	純固定資産税	5,980,384	40,000	6,020,384	6,111,532	243,094	6,354,626	6,062,530	41,575	6,104,105	99.2	17.1	96.1
	交付金	18,479	-	18,479	18,480	-	18,480	18,480	-	18,480	100.0	-	100.0
3	軽自動車税	331,684	1,800	333,484	350,410	7,224	357,634	348,745	1,650	350,395	99.5	22.8	98.0
	種別割	317,173	-	317,173	338,979	-	338,979	337,314	-	337,314	99.5	-	99.5
	環境性能割	14,510	-	14,510	11,324	-	11,324	11,324	-	11,324	100.0	-	100.0
	軽自動車税	1	1,800	1,801	107	7,224	7,331	107	1,650	1,757	100.0	22.8	24.0
4	市たばこ税	613,199	-	613,199	625,851	-	625,851	625,851	-	625,851	100.0	-	100.0
5	入湯税	37,284	-	37,284	22,365	-	22,365	22,365	-	22,365	100.0	-	100.0
6	都市計画税	409,346	2,830	412,176	416,708	17,068	433,776	413,362	2,919	416,281	99.2	17.1	96.0
	合計	12,645,030	66,330	12,711,360	13,134,750	359,547	13,494,297	13,063,698	74,918	13,138,616	99.5	20.8	97.4

議第 14 号参考

財政調整基金、市債管理基金及び
職員退職手当基金の現在高調べ

(単位:千円)

基金名	年度	年度当初 現在高 A(前年度 のD+E)	予算計上 による積立額 B	取崩額 C	年度末現在高 D(A+B-C)	決算剰余金に よる積立額 E
財政調整基金	元	7,470,509	309,502	1,000,000	6,780,011	150,000
	2	6,930,011	802,615	2,010,000	5,722,626	150,000
	3	5,872,626				
市債管理基金	元	524,163	67,000	67,000	524,163	
	2	524,163	67,042	67,000	524,205	
	3	524,205				
職員退職手当基金	元	722,157	105	200,000	522,262	
	2	522,262	193	200,000	322,455	
	3	322,455				

備考

令和3年度 財政調整基金 予算繰入額 3,324,112 千円
(6月補正後)

議第 14 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算概要

(3-2-1 児童福祉総務費)

105 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費	82,082千円
10 消耗品費	300千円
10 印刷製本費	110千円
11 通信料	122千円
11 手数料	100千円
17 庁用器具費	500千円
18 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金	80,950千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国が行う「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金」のうち、ひとり親世帯以外の子育て世帯に対し給付金を支給するもの

2 内 容

(1) 支給対象者

次のいずれかに該当する者

ア 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者

イ 対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満))の養育者であって、次のいずれかに該当する者

(ア) 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

(2) 給付額

対象児童1人につき5万円

3 補助率

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 国 10/10

(3-2-5 児童福祉施設費)

050 子育て拠点施設費	18千円
18 公共施設運営協力金	18千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共施設の利用中止に伴う利用料金の減収分に対して指定管理料を補填するため、必要な予算措置を行うもの

2 内 容

子育て拠点施設費	18千円
・すまいるランド	2千円
・あそぼって	16千円

三條市税条例等の一部改正（専決処分報告）概要

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

2 改正した条例

- (1) 三條市税条例
- (2) 三條市税条例等の一部を改正する条例（令和2年三條市条例第18号）
- (3) 三條市都市計画税条例

3 改正の内容

(1) 三條市税条例の一部改正

- ア 特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する所得税法等の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。（第22条の7関係）
- イ 個人市民税の給与所得者の扶養親族申告書について、電子申請に係る税務署長の承認を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。（第25条の3の2関係）
- ウ 個人市民税の公的年金等受給者の扶養親族申告書について、電子申請に係る税務署長の承認を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。（第25条の3の3関係）
- エ 個人市民税の退職所得申告書について、電子申請に係る税務署長の承認を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。（第34条の15関係）
- オ 軽自動車税の環境性能割について、令和12年度の燃費基準の下で税率区分を見直すとともに、クリーンディーゼル車を構造要件による非課税の対象から除外した上で2年間の激変緩和措置を講ずるなどの地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。（第70条の5及び附則第16条の2の2関係）
- カ 土地に係る固定資産税の負担調整措置を令和5年度まで継続する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。（附則第11条から附則第13条まで及び附則第16条関係）
- キ 軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。（附則第16

条の2関係)

ク 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。(附則第17条関係)

ケ 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、控除期間を13年間とする特例の適用期限を延長する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。(附則第32条関係)

コ 地方税法の条項ずれ等に伴う必要な規定の整備を行った。

(2) 三条市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

地方税法の条項ずれ等に伴う必要な規定の整備を行った。

(3) 三条市都市計画税条例の一部改正

ア 土地に係る都市計画税の負担調整措置等を令和5年度まで継続する地方税法の改正が行われたことに伴い、規定を整備した。(附則第8項から附則第13項まで及び第16項関係)

イ 地方税法の条項ずれ等に伴う必要な規定の整備を行った。

4 施行期日

次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める日

(1) 3(1)アの規定 令和4年1月1日

(2) (1)以外の規定 令和3年4月1日

5 専決処分日 令和3年3月31日

報第 2 号参考

寄 附 金 の 調 べ

(令和2年度補正予算 3月31日専決処分)

使用目的	金 額 (円)	寄 附 者 名 及 び 金 額 等		
		寄附者名(敬称略)	住 所	寄附金額(円)
新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (積立後基金現在高) 3,146,409円	150,000	明治安田生命保険(相) 新潟支社 支社長 加 見 英 之	新潟市中央区東大通 一丁目	150,000
ふるさと三条 応援寄附金 (財政調整基金積立金) (積立後基金現在高) 7,423,123,750円	68,814,000	匿 名		15,000,000
		匿 名		21,000,000
		匿 名		300,000
		多 田 信 恵 ほか1,333件	京都府向日市 ほか	32,514,000
合 計	68,964,000			68,964,000

報第 4 号参考

令和3年度三条市一般会計補正予算（専決処分報告）概要

(3-2-1 児童福祉総務費)

105 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費	58,842千円
10 消耗品費	200千円
10 印刷製本費	55千円
11 通信料	94千円
11 手数料	93千円
12 業務システム開発等委託料	2,200千円
18 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金	56,200千円

1 補正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国において「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金」の支給が決定されたことを受け、そのうちのひとり親世帯に対する給付金を速やかに支給するため予算措置を行ったもの

2 内 容

(1) 支給対象者

次のいずれかに該当する者

ア 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者

イ 公的年金給付等を受けていることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同様の事情にあると認められる者

(2) 給付額

対象児童1人につき5万円

3 補助率

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 国 10/10

4 専決処分日 令和3年4月14日